

役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 社会福祉法人 南風会(以下、「法人」という)の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員(以下役員等という。)は、原則、無報酬である。ただし、理事長が法人の職員では行うことが不適格であると判断する事項として指定するところの、経営に関わる業務の執行を役員等が行った時、この「役員等の報酬等の支給の基準(以下「基準」という。)」を定め及び出張・旅費規則の範囲によって報酬等を支給することができる。

(報酬等の種類)

第2条 前条の目的により支給する報酬等の種類は、以下のとおりとする。

- i 役員報酬・・・理事長の指定する業務執行にかかる報酬(出張時を含む)
- ii 交通費等・・・別に定める出張・旅費規程にもとづき、役員等が出張を行った場合は旅費及び日当、宿泊費を支給する。ただし、出張・旅費規程にかかわらず、以下の表1の会議等に該当する場合は、1回あたりの開催ごとに表1により支給する。

表1

会議名等	日当	旅費
役員会	—	5,000円
評議員会	—	5,000円
評議員選任・解任委員会の委員	—	5,000円
監事による監査	5,000円	5,000円
理事による職員面談	5,000円	5,000円
その他理事長が指定する会議等	5,000円	5,000円

(役員等の業務執行の必要性)

第3条 理事長は、基準第1条により、業務の執行に役員等が関与することが適当と判断した場合、指名する役員等を業務の執行を指示する。

(業務の執行)

第4条 役員等は業務の執行後、役員等業務日誌の記録を行い、執行した業務を明確にしなければならない。

(報酬の金額と支給)

第5条 基準第3条に基づき、役員等が施設内外において業務の執行をした際は、1勤務

につき 1 万円の報酬を支払ものとし、その業務の執行が施設外の移動等が伴う場合、基準第 2 条 ii の交通費等は支給せず、出張・旅費規則に基づき支給する。

2 前項の業務が、1 日に 7 時間を超え、かつ、その業務の性質上高度な専門知識を要する場合は、3 万円、理事長については、5 万円を限度とする。

3 役員等が法人に勤務する職員である場合、報酬は支給しない。

(報酬の支払日その他)

第 6 条 報酬は、末日締め翌月 15 日に源泉所得を控除し支払う。

2 第 5 条及び第 6 条において定める基準の金額は、法定控除後の実支給の額とする。

(基準の変更等)

第 7 条 この基準は、評議員会の審議可決をもって有効とし、基準を超える支給等の取扱は無効とする。

2 この基準の変更、廃止については、評議員会の審議可決をもって有効とする。

(付則)

一、この基準は、平成 29 年 4 月以降に開催される最初の定時評議員会の日翌日より施行する。

一、この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。(旅費規程との整合性を整備)